

長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱の一部改正について

■改正要綱 長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱

■改正理由 土曜日運行開始のため

■改正箇所 以下、新旧対照表のとおり

新（改正案）	旧（現行）
（目的） 第 1 条から第 4 条（略） （運休日） 第 5 条 乗合タクシーの運休日は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に運休日とすることができる。 （1） _____ 日曜日 （2） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 （3） 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで （運行車両） 第 6 条から第 12 条（略） 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 6 年 3 月 5 日から施行する。 <u>この要項は、令和 8 年 6 月 3 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。</u>	（目的） 第 1 条から第 4 条（略） （運休日） 第 5 条 乗合タクシーの運休日は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に運休日とすることができる。 （1） <u>土曜日及び日曜日</u> （2） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 （3） 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで （運行車両） 第 6 条から第 12 条（略） 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 6 年 3 月 5 日から施行する。 _____

別表 1（第 4 条関係）

運行（出発）時間		
平日		土曜日
長洲町内 長洲町内－荒 尾市特定施設	長洲町内－玉 名市特定施設	長洲町内 長洲町内－荒 尾市特定施設
8 時	8 時	
9 時		9 時
10 時	10 時	10 時
11 時		11 時
12 時		12 時
13 時	13 時	13 時
14 時		14 時
15 時	15 時	
16 時		

別表 2（第 7 条関係）から別表 3（第 8 条関係）
（略）

別表 4（第 9 条関係）

内 容	料 金
回数券（200 円×11 枚綴り）	2,000 円
定期券（3 月間有効）	13,000 円
免許返納者無料乗車券（1 年間 有効）	無料

備考 定期券については、ゴールデンウィーク及び
年末年始の運休期間を除いて発行する。

免許返納者無料乗車券については、1 回限りの
発行とする。

様式第 1 号（第 7 条関係）（略）

別表 1（第 4 条関係）

運行（出発）時間	
長洲町内 長洲町内－荒 尾市特定施設	長洲町内－玉 名市特定施設
8 時	8 時
9 時	
10 時	10 時
11 時	
12 時	
13 時	13 時
14 時	
15 時	15 時
16 時	

別表 2（第 7 条関係）から別表 3（第 8 条関係）
（略）

別表 4（第 9 条関係）

内 容	料 金
回数券（200 円×11 枚綴り）	2,000 円
定期券（3 月間有効）	13,000 円
免許返納者無料乗車券（1 年間 有効）	無料

備考 _____

免許返納者無料乗車券については、1 回限りの
発行とする。

様式第 1 号（第 7 条関係）（略）